

リハビリテーション病院すこやかな杜訪問リハビリテーション・
介護予防訪問リハビリテーション運営規程

第1条 医療法人恕泉会が開設するリハビリテーション病院すこやかな杜（以下「事業所」という）が実施する指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という）にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 事業所が実施する指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの従事者は要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、理学療法・作業療法・言語聴覚療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの実施にあたっては、利用者の要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態となる事の予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。

3 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの実施にあたっては、関係市町村、地域高齢者支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする

- (1) 名称 リハビリテーション病院すこやかな杜
- (2) 所在地 高知市春野町芳原 1316-1

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所の従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は事業所の従業者の管理及び利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

- (2) 従業者の職種及び員数

理学療法士 1名以上

従業者は、利用者に交付した訪問リハビリテーション計画に基づき、適正な指定訪問リハビリテーションを提供する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日：月曜から土曜日までとする。

休業日：日曜日、年末年始（12月31日から1月3日）。

(2) 営業時間：月曜日から金曜日までは、午前8時30分から午後5時30分までとする。

土曜日は午前8時30分から午後0時30分までとする。

ただし、例外的に事前に利用者へ告知を行い、上記以外の日程で営業を行うことがある。

(利用料等その他の費用の額)

第7条 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合の利用額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスである時は、その額の負担割合に応じたものとする。その他の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の業務を実施する地域は、高知市内（旧鏡村、旧土佐山村を除く）、土佐市・いの町の一部とする。

(苦情処理)

第9条 事業所は、提供した指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村・当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所に連絡を行うと共に、必要な措置を講じる。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録する。

3 事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置)

第11条 事業者は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待の防止のための次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、虐待を受けている恐れがある利用者を発見した場合、ただちに防止策を講じ、市町村へ報告する。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 従業員の資質向上を図るため、研修の機会を設け、業務体制を整備する。

2 事業者は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業者であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、事業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、事業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所のハラスメント対策については医療法人恕泉会の就業規則に沿って行動する。

5 事業所の感染、非常災害対策については、当院のBCPに沿って行動する。

6 事業所はリハビリ等の提供に当たっては、利用者の生命または身体を保護するため緊急をやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

7 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急をやむを得ない理由その他の必要な事項を記録しなければならない。

8 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人恕泉会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は平成22年4月1日から施行する。

この規定は平成24年5月1日から施行する。

この規定は平成27年4月1日から施行する。

この規定は平成30年4月1日から施行する。

この規定は令和3年4月1日から施行する。

この規定は令和6年6月1日から施行する。